



島根県報

平成22年11月12日（金）

第2,239号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の役員の就任	（農 村 整 備 課）	2
保安林予定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	2
公有水面埋立ての免許（2件）	（漁港漁場整備課）	3
廃川敷地等の発生	（河 川 課）	5

告 示

島根県告示第657号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年11月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

松江市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

加本 市郎 松江市西忌部町2366番地

2 就任年月日

平成22年10月21日

島根県告示第658号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年11月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

安来市広瀬町上山佐903、904、904-1、905、906、2857、2858、2859-1、2860-1、2861-1、2862、2863-1、2863-2、2864-1、2873-1、2873-2、2874から2881まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

広瀬町上山佐904、2857、2873-1、2873-2、2878

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第659号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年11月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

安来市広瀬町上山佐2539、2540

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第660号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成22年11月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 免許年月日

平成22年11月2日

2 免許受人

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 溝口善兵衛

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷1571番9、2008番4の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑨の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 轟床三等三角点（北緯36度05分07秒、東経132度58分04秒、以下「原点」という。）から100度33分4秒、795.32メートルの地点

②の地点 ①の地点から157度52分53秒、5.79メートルの地点

③の地点 ②の地点から157度53分43秒、23.64メートルの地点

④の地点 ③の地点から159度36分28秒、14.34メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から160度20分33秒、9.55メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から157度50分12秒、4.37メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から157度50分12秒、5.89メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から247度31分17秒、9.78メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から338度23分32秒、69.76メートルの地点

ウ 面積

670.37平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷1571番9の一部、2008番4の一部、1999番の一部及び同番地先の公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊦の地点と㊧の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㊦の地点 埋立区域で定める原点から100度12分10秒、794.59メートルの地点

㊧の地点 ㊦の地点から158度38分18秒、73.16メートルの地点

㊨の地点 ㊧の地点から247度31分17秒、13.76メートルの地点

㊩の地点 ㊨の地点から338度23分32秒、81.82メートルの地点

ウ 面積

1,079.29平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

島根県告示第661号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成22年11月12日

島根県知事 溝口善兵衛

1 免許年月日

平成22年11月2日

2 免許受人

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 溝口善兵衛

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷544番33の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 浦郷四等三角点（北緯36度05分15秒、東経132度59分21秒、以下「原点」という。）から、9度43分34秒、587.39メートルの地点

②の地点 ①の地点から219度14分27秒、5.50メートルの地点

③の地点 ②の地点から309度31分26秒、3.10メートルの地点

④の地点 ③の地点から219度14分27秒、81.30メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から129度13分46秒、3.10メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から219度14分27秒、8.20メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から12度18分43秒、37.50メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から45度21分46秒、45.18メートルの地点

ウ 面積

785.90平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷544番33の一部、708番1の一部及び同番地先の公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊦の地点と㊧の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㊦の地点 埋立区域で定める原点から11度40分54秒、582.23メートルの地点

㊧の地点 ㊦の地点から219度13分46秒、105.00メートルの地点

㊨の地点 ㊧の地点から309度13分46秒、23.17メートルの地点

㊩の地点 ㊨の地点から12度25分42秒、42.06メートルの地点

㊪の地点 ㊩の地点から45度21分32秒、48.17メートルの地点

㊫の地点 ㊪の地点から75度31分53秒、24.27メートルの地点

ウ 面積

3,694.24平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

島根県告示第662号

県道改良工事の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県益田県土整備事務所津和野事業所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年11月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 河川の名称

一級河川高津川水系白石川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成22年11月12日

3 廃川敷地等の位置

(1) 鹿足郡津和野町邑輝421番地先

(2) 鹿足郡津和野町邑輝425番地先

(3) 鹿足郡津和野町邑輝427番地先

(4) 鹿足郡津和野町邑輝440番1地先

(5) 鹿足郡津和野町邑輝440番2地先

4 廃川敷地等の種類及び数量

(1) 土地 462.78平方メートル

(2) 土地 264.35平方メートル

(3) 土地 11.57平方メートル

(4) 土地 131.97平方メートル

(5) 土地 321.57平方メートル